

令和元年度 東京都税制調査会
第4回小委員会

令和元年9月27日（金） 9：30～11：46
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

【工藤税制調査課長】 では、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。いつもはタブレットがあつてペーパーレスで進めさせていただいているのですが、今日は端末の都合がございまして用意できなかったというのがありますので、紙資料で進めさせていただければと思います。お手元に資料としまして、第4回小委員会次第、座席表、答申骨子（案）、答申（素案）、そしてカラー刷りで1枚、絵をお配りしております。

それでは、この後の進行は諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 では、ただいまから、令和元年度東京都税制調査会第4回小委員会を開催させていただきます。

本日は、令和元年度東京都税制調査会答申（素案）について御審議をいただきます。事務局からは、答申（素案）の構成や特徴について御説明いただいた後、全体を四つに区分して、それぞれ事務局の説明の後に審議という手順で進めていきたいと思ひます。

それでは、初めに、事務局から答申（素案）の構成や特徴と、「I 税制改革の視点」について、説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、令和元年度東京都税制調査会答申（素案）について説明させていただきます。

まず、答申の構成についてでございます。お手元の答申（素案）の目次を御覧ください。今年度の答申は5部構成となっております。第1部は「税制改革の視点」として、我が国が置かれている現状を踏まえまして、税制改革の基本的な視点、時代の変化に対応した視点に関する内容を記載してございます。

第2部「デジタル経済と地方税財政制度」におきましては、デジタル経済に対応できない現在の国際課税原則を見直す世界的な動きや取組について、OECDと各国単位に分けて説明しています。また、あわせて、OECDで検討中のデジタル経済に対応した国際課税の新たなルールが、我が国の税収及び地方法人課税にどう影響するか、その考え方や課題、提言などを記載しております。

次の第3部「社会経済の変化に対応した所得課税」では、個人所得課税のあり方、金融所得に係る税制のあり方、そして、個人住民税の現年課税化につきまして、主に適正・公平な課税の観点から、それぞれ課題や提言を記載してございます。

続きまして、第4部では「環境関連税制」といたしまして、昨年度の都税調で検討した「地球温暖化対策のための税」（温対税）の課題と将来像などについて、その要約版を掲載してございます。こちらは昨年度から始まった今期の都税調の検討課題を確認する意味で掲載させていただいたものになってございます。

最後の第5部「都市と地方の共存共栄を支える税財政制度」では、近年の大きな社会経済状況の変化の中で、我が国が地方分権改革を実現していくための道筋に関しまして、税財政制度の見直しに係る基本的な考え方、方向性、提言などを記載してございます。

なお、本日提案する素案につきましては、先日、委員の皆様様に事前説明をさせていただいてから内容の修正、追加、文言の整理などを行っている箇所がございます。主な修正点は後ほど御説明させていただきます。

ますが、あらかじめ御承知おきいただければと存じます。

また、巻末の参考資料及び本日の答申（素案）にまだ記載のない脚注、主に第1部と第2部の脚注になりますけれども、こちらにつきましては、次回の小委員会の際に御提示できるようにいたします。

それでは、素案の内容について御説明をさせていただきます。

第1部「税制改革の視点」の「1 基本的視点」についてでございます。

まず、1ページから始まる「(1) 少子高齢・人口減少社会」でございます。こちらは、国や都の人口減少と高齢化の現状と進展の予測をもとに、全ての世代が互いに支え合う社会経済システムの構築が急務であると述べた上で、社会保障制度を安定的に持続させるため、税と社会保障を合わせた負担のあり方、世代間における負担の公平性など、税制全体のあるべき姿について総合的に検討すべきとしています。

次に、4ページから始まる「(2) 将来を見据えた分権改革」でございます。人口減少が進展する中であっても、我が国全体が持続的に発展していくことの必要性を、都市と地方のそれぞれの視点から述べています。

また、超高齢化という全ての自治体が直面する課題を克服するためには、これまでの人口増加を前提とした社会システムを変革するとともに、分権改革の一層の推進とその裏付けとなる地方税財源の拡充を進めるべきとしてございます。

次に、6ページから始まる「(3) 財政の持続可能性の確保」についてですが、我が国の財政状況について触れた上で、財政再建の必要性について述べてございます。また、あわせて我が国の国民負担率が諸外国と比べ低い水準にあるとした上で、給付と負担の適正化を図ることが不可欠と述べてございます。

また、一方、財政再建を進めるためには、納税者の理解と協力が必要であり、そのためにも税務行政に対する信頼確保が不可欠としてございます。

次に、8ページから始まる「(4) 地方税体系のあり方」ですが、基本的にはこちらは昨年度の内容を踏襲してございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

さて、11ページからは、第1部「税制改革の視点」の「2 時代の変化に対応した視点」についてになります。

まず、「(1) デジタル経済と税制」では、急速に拡大するデジタル貿易に現在のPEをネクサスとする国際課税原則が対応できない状況を説明してございます。

また、経済のデジタル化の進展等に伴う経済活動の形の変化、すなわち「所有から共有へ」、あるいは「所有からサービスの利用へ」といったことや、各種情報技術の進歩について触れ、今後のSociety 5.0の到来を見据えた税制の検討を継続していくことが重要としてございます。

次に、14ページから始まる「(2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」についてでございますが、こちらは事前説明時になかった項目を追加させていただきました。AI、IoT、ビッグデータ、5G等の技術革新の進展に鑑みまして、税制だけではなく、税務行政のデジタル化につきましても、都税調委員の皆様方に御議論していただいたほうがよいのではないかという判断から、事務局側で追加させていただいたものでございます。事前説明のときに間に合わなかったことにつきましては、この場を借りてお詫び申し上げます。

さて、税務行政のデジタル化に関する切り口といたしましては、主に納税者の利便性向上の観点と業務効率化の観点とがあると考えられますが、(2)におきましては、双方の観点から提言や課題を述べつつ、人にしかできない、あるいは人が行うことがより適切な業務への職員の配置などについても触れてございます。

また、デジタル化やシステム間の連携を行うことで、新たに生じ得る課題あるいは留意点などにつきま

しても、15ページの下から2つ目のポツ「なお」のところのパートで触れてございます。

改めて、本件につきましても御議論いただきたく、よろしくお願ひいたします。

次に、17ページから始まる「(3) 所得格差に対応した税制」及び19ページから始まる最後の「(4) 税制のグリーン化」についてでございます。基本的にはこちらは昨年度までの答申の内容を踏襲してございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

一点、(3)の所得格差に関しまして、近年特に拡大しているという状況が確認できませんで、事前説明の際には素案のほうに「(3) 所得格差の拡大に対応した税制」とさせていただいておりましたけれども、その後「拡大の」の語を削除させていただきました。こちらにつきましても御了承いただければと存じます。

私からの説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、皆様から御意見あるいは御質問をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤委員、よろしくお願ひします。

【佐藤委員】 加えていただいた14ページからの「(2) 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」というところですが、15ページに業務の効率化という話が出てくるわけですが、一般的にこれは地方自治体の実務などを見ていると、やはりRPAであれ、AIであれ、それをやろうと思ったらまず業務の標準化をしないとイケなくて、それぞれの自治体ごとに業務にはそれぞれローカルルールがあって、同じ税金を集めるにもやり方が全然違ったりする。手続の仕方とか、書類のチェックの回数とか、そういったところが全然違ったりするので、デジタル化ということは、業務の見直しもあわせて行わなければならないので、業務の見直し及び標準化を推し進めることで、こういうデジタル化をスムーズに取り入れられるようにするという必要だと思います。特にこれは市町村の現場で必要です。

あと、都の業務と市区町村の業務も全く違いますというのだったら、これもまたデジタル化の障害になってしまいますので、それは東京都が市区町村と協力しながら、業務の標準化を図っていく視点が必要かなと思いました。

それから、デジタルサービス税の前、20ページからの国際課税の話です。デジタル経済と地方税財政制度のところの国際課税原則の話をずっと書いているのですが、非常によく書けた教科書みたいになっているのですが、これは答申なので、多分、OECDの流れを概観するのは大事なのですが、ちょっと長過ぎるかなと。最後に行きたいのは多分もっと後ろのほう、地方財政に対するインプリケーションだと思うので、文章として残すのは全然いいのですが、アペンディクスに回すとか、ちょっとこの扱いは気をつけないと、読んでいる人からすると関係ない話をずっと聞かされることになりかねないので。内容はすごくよくできていると思いますけれども、入れる場所は工夫が要るのかなと思いました。

あと、事前説明で申し上げたのですが、やはり一番大きい、私がうんと思ったのは、いつものことですが、67ページの税源移譲のところでありまして。下から2つ目のポツで、税源を拡充していく中で、例えばデフレから脱却して経済が成長すれば税源が拡充していく。その税収が増えた分について、地方への税源移譲を検討していくべきというのが話の中心だと思うのですが、そもそも国の税源が拡充すれば自動的に地方の税源も増えるのです。所得課税を考えても、法人課税を考えても、もちろん地方消費税もそうですけれども、なので、税源が拡充していけばむしろ税源移譲は要らないはずで、単純に地方の税収も増えるからです。なので、ここはむしろ本当は税源交換の話。もし、安定的で偏在性が少ない税体系を構築したいのであれば、これは1つは税源交換の話ではないかというのが1つ。

それから、後で出てくる財政調整にも関わりますけれども、全体的に、これは私、たびたび申し上げていますが、地方自治体がもうちょっと増税責任を果たしてよと。交付税を増やすことに私は反対しませんけれども、増やすためには国税を上げなければいけないのです。国もお金がないですから、法定率を上げろということは、要するに国税を増税しろと言っているのと変わらないのです。であれば、増税に対して自治体がかつて責任をとってくれということ、特に地方消費税絡み、向こう十年増税はないというのが国の方針らしいので、だとすれば、地方消費税は国とは違いますから、もっと地方消費税を軸にしたいなら、僕たちは地方消費税をもっと上げたいと。2.2%では足りないのだと。3%にしてくれとか、それは増税責任というのをもっと前面に出すべきだし、交付税の原資にしても、原資を確保するためには所得税を上げてほしい。それについて我々が住民を説得しますと。やはりそういう姿勢がないと、おこぼれをもらうのですかと。税源移譲イコールおこぼれにあずかるという話になってしまうので、それだと国も聞く耳を持たないし、議論が結局前に進まないのかなと思いました。

とりあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ちなみに、今、佐藤委員がおっしゃった地方も責任をとれというのは、例えば国が税率を上げるとか、増税するのを待っているという姿勢ではなくて、例えばこちらから何々税を。

【佐藤委員】 地方六団体として提案してください。もちろん国会で決めることですが、国と地方の協議の場があるわけですから、六団体共同で、私たちは地方消費税の引上げを求めますとやる。

【諸富小委員長】 他に委員の皆様、ございませんか。

では、金井委員、よろしくお願いします。

【金井委員】 幾つかあると思うのですが、7ページの下のポツの税務行政に対する信頼確保というのがあるのですが、ちょっと全体として狭いかなと。税務行政というと執行の話に限定されてしまいますので、今の税源のあり方とか、税制全体への信頼の話なのではないかというのが率直な印象でしたので、もうちょっと広いほうがいいのかと思いました。

二つ目は、今、佐藤委員のほうからデジタル経済の話の箇所が長いということで、全くそのとおりだと思うので、現在の検討状況については資料とかに回したほうがいいのかと思うのです。むしろ都税調として反省すべきは、こういう議論に対して我々の感度が鈍かったと。もっと言えば、国も鈍かったと。したがって、国際的な議論において、アメリカとEUとインドは案を出しているけれども、そもそも日本案を出せないで、他人が何を言っているのか、他人の案で自分たちは得になるのかという低レベルな議論に終始してしまったことに対して、政府税調に厳しく反省を求めべきであると。

個々の委員は知っていたけれども、つまり、財務省としてそれを論点に取り上げる能力がなかったということが危機的なものであって、要は完全に乗り遅れたわけですね。乗り遅れていないと反論するのであれば、それは政府税調が日本案を出せばいいと思います。要は、後追いの議論になっているから、後追いの教科書的な状況説明が長くなっている。ファクトとしてはそのとおりだと思いますけれども、それは参考資料として後ろのほうに置けばよいと思います、我々は遅ればせながら勉強しましたと。しかし、もともとこういう提案を出せなかったから乗り遅れているし、都税調のほうからやれということもできなかったと。環境課税とか車体課税とかのほうに気をとられてしまっていたということは率直に反省すべきなのではないかなというのが、私のこれを読んだときの印象ということになります。議論に乗り遅れてしまったと。遅ればせながら反撃に出なければいけないし、国も頑張れというふうに、檄を飛ばす必要があります。

その上で、国が頑張るとってきた上で我々もとってくるという話は、先ほど佐藤委員が言われたよう

に、他人からのおこぼれ頂戴ではだめで、我々ももちろん考えなければいけない。けれども、都税調としても国の議論を先導することができなかったということについては、率直に反省するしかない。

それから、三つ目の、今回入れていただいた14ページ以降の税務行政のデジタル・トランスフォーメーションとかデジタルファーストとかいう話なのです。技術の進展があれば、これは結果的にはやることになるのですが、問題は、結局のところ、電子化をすると大体、業務は面倒くさくなるというのが普通なのです。なぜかというとなんか全ての人がデジタルに対応するわけではなくて、一部で紙が残るとか、私はデジタルでできないとかいう人が残るので、両方オプションを残さざるを得ないという話になるので、結局手間はかかるようになる。だからといって、手間がかかるからやらないというわけにはいかない。多分やらなければいけなくて、簡素化にはならなくて、高コスト体質になる。高コスト体質になるから本当はやりたくないのだけれども、今の世の中の情勢からいってやらざるを得ない。つまり、不可避的なコストになるということのほうが実態なのではないかなと。国民的に言ってもそうだし、税務行政的に言ってもそうです。

つまり、デジタル化によってよいことではなくて、結局、不便で非効率で面倒くさくなるだけであると。だけれども、残念ながらそれを避けられない。要はスマホ時代になって、使いたくないという老人でさえもスマホをせざるを得ないのは、これはスマホが便利だから乗り換えているのではなくて、不便になっているだけなのです。世の中の技術の進展というのは人々を不便にするわけですね。だから、それはしょうがないけれども、非常に負担である。

さらには、今でも郵便で税務の話の間違って送るのと同じようなミスは、デジタルになったって起きる。別に今トラブルがないわけではなくて、今もトラブルがあるけれども、将来もトラブルになるというような、もうちょっとニュートラルな記述をしないと、いささか舞い上がったような議論になってしまっているのではないかという気がして、ちょっと心配だなという気がいたします。もうちょっと自己反省というか、自省というか、省察というか、そういうことが必要なのではないかと思います。

それから、余計なことですけども、Society 5.0というのを日本政府の文章で英語のまま使うのは、どうも私は違和感があって、まだ片仮名の何ちゃらファーストならまだ許せますし、スマートシティくらいならまだいいですけども。大体、「ソサエティ・ゴーテンゼロ」と読んでいいのかとか、私は英語でこれを何と読むのか知りませんが、GHQ時代だったらともかくとして。

【諸富小委員長】 そうですね。政府と経団連とかね。

【金井委員】 日本政府が勝手に言っているという意味で、括弧つきの「Society 5.0」ならわかりますけれども。それから、3年後くらいにはどうせ忘れていってしまうのでしょから、こういう用語を使うのは、いささか、はしたないという気がいたします。これは用語だけの問題です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、土居委員、よろしく申し上げます。

【土居委員】 ほかの論点のほうをもう少しまとめてから発言しようと思ったのですが、金井委員の先ほどの政府税調に反省を求めるといのは全くもっていただけないので、これはこの場でまずは議論として意見を言わせていただきたいと思います。別に日本は遅れているわけでも何でもないわけで、むしろ議論の取りまとめ役として、役割をしっかりと果たしていると言うべきであると。OECDのBEPSプロジェクトも日本が委員長で議論を進めてきましたし、今まさにG20は日本が議長国で、来年はサウジアラビアが議長国になるのだけれども、国際租税に関するアドバンテージを買われて、事実上日本が議長国を引き継ぐような立ち位置にいると。

案はもちろん議長が提案して、この指とまれでまとめるというまとめ方もあるけれども、この案なら、

この人に言われたらさすがに反対できないなという人に言ってもらおうというのも議論のまとめ方という意味ではあって、それを中立的な立場から議長が裁くというまとめ方もあるという意味では、むしろ今の議論は後者なので、日本から提案しないから出遅れているとかそういうことでは全くないと思います。

この答申に関連するところで言うと、確かにこの記述はお二方が指摘されたように長いとは思いますが、だから、幾つか現状を説明している部分については資料とか附録にまとめるというのはいいと思うのですが、ただ、主張だけ書くと、まだ別に何も国際的な協調ができなかったわけでもないのに、もしできなかった場合はDSTをどうするか、ないしはその場合に地方税としてどうするのかということばかりが目立ってしまうので、削ってしまうと答申として勇み足の感じがちょっと強く出てしまうのではないかと。

だから、国際協調についての進捗については支持するし、これがうまくまとまることを見守っているけれども万一とかいう感じにしないと、東京都が国際的な協調がまとまらなくてもDSTをやれと言っているような、そのように受けとめられないとも限らないので、特に38ページとかは暫定的措置であるということとか、国際協調がうまくまとめられなかった場合にとかいうのが、かなり強くただし書きをつけておかないと、勇み足にとられてしまう可能性があるというのが私の懸念です。あくまでも国際協調できちんと各国がルールに従って課税するというのをやっていただくことこそが大事であって、それを都税調としても支持するし、見守るということが基本なのではないかと。ただ、それをどう書くかということですね。検討状況とか案の詳細を書くことがそれになるかもしれないなと思いつつも、やはり長いということなので、長いという部分は両委員がおっしゃったとおりの何か別途対応が必要で、ただ、唐突感が出ないように若干は本文に残しておく必要があるのではないかと思います。

また他の論点については後ほど言わせていただきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

長い説明をはしょってしまうと、突然主張だけがぼんと出てくると、確かに唐突感があると思います。なかなか難しいのと、多分、都税調の答申の中でデジタル課税について取り上げるのは初めてのことなので、それもあって、ちゃんと一から説明をということもあるのだと思いますけれども、このあたり、複数の委員から御指摘もいただいたので、また引き取りまして、会長とも御相談の上、検討したいと思います。ありがとうございます。

他に委員の皆様方、ございますでしょうか。

高端委員、よろしく願います。

【高端委員】 まだ話に出てきていない点で、単なる表現の問題なのですが、14ページの(2)の税務行政のデジタル・トランスフォーメーションというところで、デジタル・トランスフォーメーションという言葉はOECDなども使っているのは承知しているのですが、結局、デジタル・トランスフォーメーションという言葉が(2)の見出しと、あと(2)の最後の文章の最後のところの二度しか使われていなくて、あとはデジタル化だったり、より具体的なキャッシュレス化、デジタルファーストなどの言葉で表現されていますね。何を申し上げたいかという、一般的にはデジタル・トランスフォーメーションという長いし、いまいち人口に膾炙していない表現なので、ちょっと見出しを工夫してもいいのではないかなと思うのですが、皆様、どうお感じになるでしょうか。

もう一つ。去年や一昨年も似たようなことを申し上げた気もしますが、17ページの見出しが(3)所得格差に対応した税制となっていますけれども、ここで問題にしているのは所得格差への対応なのでしょいか。つまり、所得格差が問題となっているということは、所得格差を縮小すべきという話になるのですが、そういう単純な話なのか、ちょっとよくわからない。所得格差が拡大していることを踏まえて、税制

のテクニカルなことを検討しないとという点もちろん本文にあるのですが、所得格差への対応という表現で、ここで問題にしている事柄を正確に表現できているのか。いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 これは今、高端委員がおっしゃったことですけれども、冒頭でも格差の拡大というのが平成11年以降でしたか、必ずしも拡大されていないところから、拡大という言葉は使わないというような答えでした。ですから、まさに高端委員が御指摘になったことと軌を一にしている部分が、格差への対応という、拡大という言葉を使わないというようなことでよろしいですかね。

工藤さん、ちょっと確認を。

今、会長とも若干お話ししたのですが、40ページに掲げていただいた図があって、平成29年の再分配所得の格差というのが若干、そういう意味では改善されたというか。

【工藤税制調査課長】 冒頭で説明させていただいた拡大というものの削除の経緯につきましては、最新のデータが出てきたときに、そこで右肩で拡大している状況ではないということがありましたので、あえて拡大という表現を使わず、所得格差そのものが課題ということで、この表現を書かせていただいておりますが、高端委員の御意見は、所得格差に対応する税制という、税制の枠だけで言うのではなくて、所得格差への対応という、所得格差の社会問題全体としての捉え方で第一部のほうはよろしいのかというような、そういった御意見という理解でよろしいのでしょうか。

【高端委員】 普通に読むと、所得格差に対応する税制って、そもそも所得格差は当然あるわけですし、いまいち意味がわからないというのが一つですね。

もう一つは、我々が税制を考えるときに対応を検討すべき現象が所得格差なのかと。そこは先ほどおっしゃったとおりでと思うのですが、例えば具体的に雇用の不安定化の話をしていますね。生活困窮世帯の増加のことも言っていますね。ここの中身は単なる所得格差の話なのかなという点で、私はちょっと違和感を抱きます。たとえば、全体の所得が下がっていけば所得格差は開かないわけですし。そういう単純な話です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様、御意見、御質問はございますでしょうか。

では、ここの部分につきましては一旦切らせていただきまして、もし何かございましたら、後でも言及していただいて結構ですので、一旦ここを閉じさせていただきます。

次の「Ⅱ デジタル経済と地方税財政制度」のところに移りたいと思います。

では、事務局から「Ⅱ デジタル経済と地方税財政制度」について説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 既にもう議論が及んでいるところかとは思いますが、第2部「デジタル経済と地方税財政制度」の説明をさせていただきます。

まず、20ページをお開きください。「1 デジタル経済に対応できない国際課税原則」では、PEなしで直接市場国の消費者にアクセスするデジタル企業について述べた上で、税源浸食と利益移転、いわゆるBEP Sによる全世界的な法人税収の逸失の条件について御説明しています。

次に、22ページの「2 OECD及び各国における検討状況」を御覧ください。

まず「(1) OECDにおける検討状況」では、OECDのBEP Sプロジェクトの取組状況や進捗、各国案の整理などを示してございます。

次に、26ページをお開きください。この「(2) 各国案の分析」では、特に米国案と英国案との比較を行ってございます。両案の共通点や相違点を述べた上で、最後の30ページでは、インド等の新興国案も含めた共通の基本的構成要素を抽出し、整理を示してございます。

次に、31ページの「(3) 各国独自の対応」を御覧ください。ここではOECDにおける検討とは別に、

各国が単独で実施するデジタルサービス税（DST）やPE概念の拡張といったことについて触れてございます。

次に、34ページをお開きください。こちらは「3 デジタル経済に対応した税制のあり方」と題し、本答申におけるデジタル課税に関する提言や課題についてまとめたパートとなっております。

「(1)の国際課税の新ルール」については、市場国の利益配分が市場国同士での課税ベースの奪い合いにならぬように、税収への影響を慎重に見極めるべきとしてございます。

また、36ページ及び37ページでは、地方への税収の帰属と題しまして、デジタル課税により法人の所得が増加する場合の地方法人課税、税収の増収分の帰属に関する考え方や、地方に帰属した増収分の分割方法あるいは基準に係る課題、提言について述べてございます。

最後に、38ページの「(2) DST導入オプション」についてでございます。こちらの提案は、現在OECDで議論中の国際課税の新ルールが合意形成に至らなかった場合に備えて、国民的議論として検討を始めておく必要があるというものでございます。

最後のポツでは、急速に拡大するデジタル経済の中で公平な競争の場を確保するための暫定的な措置として、我が国がDST導入の可能性を検討することには合理性があるとしてございます。また、その税収については一定割合を地方へ配分する仕組みを導入するべきであるとしてございます。

説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

石田委員、よろしくお願いいたします。

【石田委員】 37ページの下から3つ目のポツのところなのですが、これはこの間説明を聞いたときもぴんとこなかったのですが、無形資産を基盤とするデジタル企業の収益について、各地方自治体からの受益の程度や収益の寄与度を把握し、数値化することが必要となると、これは具体的にはどうやってできるのかなど。これはどんな議論を積み重ねてこういう数値化できるかということをお聞きしたいと思って、お願いいたします。

【佐藤委員】 正直言って、無理ですね。

【諸富小委員長】 土居委員、よろしくお願いいたします。

【土居委員】 難しいことはそのとおりだと思うのですが、ただ、まさにそれを議論していると言うべきだと思うのです。つまり、国際的に収益というか課税権をどう配分するかということを決められるという前提で議論が進んでいるということは、すなわち国内においても、行政区域で区切ったところで何か区分けができるのではないかということですが、もちろん国内だからより容易になるものもあれば、国内だからより難しくなるものもある。つまり、我々は東京都と神奈川県の間を何の痕跡も残さず行き来したりできるわけなので、その場合は、国際的には簡単でも国内では難しいという場合もありますし、逆もあるので、そのあたりは議論を深めないといけなけれども、その定量的な指標ができなければ課税権を分配することもできないということと表裏なのだと思います。

【諸富小委員長】 では、佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 今のところなのですが、二点あって、一つは無形資産を基盤とするデジタル企業への課税が困難なのは、法人課税だけではなく固定資産税もそうなのです。償却資産があるので、あと、土地もそうなのです。デジタル企業は土地を使わないし、償却資産がないし、なのでほとんど無形。だから、彼ら自身に対して何らかの応益課税を課すというのは、今、法人課税だけではなく、固定資産税の

世界でもかなり困難になっているというのが一つ。

それから、あえて応益課税と関連させようと思ったら、やはりキャッシュフロー化だと思います。何でかという、これは経済学のテキストになってしまいますけれども、キャッシュフローはレントの現在価値なので、要するに追加的な利益ですね。その追加的な利益には多分、基盤、インフラからの恩恵とか、環境とか、人材とか、マーケットへのアクセスとか、そういう地域的な特性というのがキャッシュフローの中に織り込まれてくる。本当はそれだけではないのですよ。経営者の努力とか、彼らの持っている無形資産の価値とかもあるのですけれども、ただ、地域の公共サービスの、恐らくキャッシュフローには貢献しているはずなので、それは課税地原則。つまり、税収をどこに帰属させるかではなくて、課税ベースの選択として一つあり得ると思う。キャッシュフロー化です。

【諸富小委員長】 金井委員、どうぞ。

【金井委員】 私が先ほど言ったのは、まさにそういう議論を都税調でなかなか早く始められなかったということに対する反省をすべきと言ったのです。政府税調もやっていなかった。政府税調とか国としては、先ほどの土居委員の話で言えば、調整役になるのがいいのか、何でも調整役を買ったのかと。逆にいえば、調整役になるのはいいけれども、自分の腹案はあるのかと。あるならば、まだいいですね。それに基づいて、それに落とし込むために調整役をやるのはいいのです。けれども、自分の案もなく、ただ、調整役と称して右顧左眊していいのですか、なぜそういうスタンスをとったのかという質問はあるのです。財務省や政府税調にはいろいろお考えがあると思いますが、都税調としてはそういう議論をなかなかできていなかったということのほうが問題で、したがって、まだ生煮えの議論になっているということですね。

もう一つは、国際レベルはネクサスの問題で決まったとしても、国内における分割の問題があります。自治体間配分が、最終的には地方交付税に放り込むのであれば、そうしたら全然都にプラスにならないではないかという話はあるかもしれません。分割できるということとできないということが地方税ではずっと問題になってきたわけであります。その意味では、地方法人課税にするのか、この際、国税でとったものは交付税的に配分するのかということは、別途議論はあり得る。つまり、国際的にネクサスが決まったとして、それをそのまま相似形にやるべきなのか、それとも国際的なネクサスは主権国家間の問題だから違うけれども、国内配分は国レベルで判断できるということは国際的な分配と国内分配は違うわけですから、そのロジックは同じでなくてもいいということは十分あるのです。そういうことを議論していかなければならないのではないかとことです。

もう一つ、佐藤委員がおっしゃったように、今までは法人といっても実質的には固定資産税とかトータルにいろいろ払っていたわけですが、果たして法人課税とただけでは十分ではないかもしれません。これまでも、巨大な資産を持っているところと持っていないところ、今までも負担が違っただろうという議論はありますけれども、そういうものがより深刻になってくるということで、要は固定資産税を一つの柱にしている自治体としては、かなりこれは深刻な問題になる。固定資産がなくても、あるいは非常に小さくてもできる。装置型産業ではだんだんなくなっているという意味では、デジタル化そのものに影響しているわけではないかもしれない。地方税体系全体として、法人課税だけではなくて資産課税にも影響する問題なので、結構深刻なのだろうなということの議論をもっと早くからできたらよかったなということでもあります。日本政府に対しては頑張れと、もっとぶんどってこいと。調整役でいいのかと。調整役が一番ぶんどれるのだったらそれはいい。そういう判断があるのだったらそれはそれでいいのです。けれども、アメリカのエージェントにさせられているのだったらばかみたいだということになって、あげくの果てにアメリカ有利な調整に落とし込まれて日本の得にならないのだったら、それは何のために調整役を

やっているのですかという話はあると思います。それはそれとして、自治体としてはもうちょっとこの点は考えておかないといけなかったし、今まででもデジタル化とかと言っていながら、それについてのお金をちゃんと取れなかったということについては、もっと検討していく必要があるなという意味ですね。

【諸富小委員長】 まさにそのとおりですね。

他にございますでしょうか。

土居委員、よろしくお願ひします。

【土居委員】 違う視点でこの話なのですけれども、なぜ東京都でこの議論をしているのかというところの意図を、特別委員もやがて総会で御意見をおっしゃられると思いますので、そう考えると幾つか、なぜ都税調でという、その意義を多少なりともこの答申の中に織り込んでおいたほうがいいのではないかと思う点がありまして、一つは、国際的な租税回避があるということですね。それが日本の税制でいえば、法人税を通じて、さらには法人住民税の法人税割を通じて税収が損なわれている。これは既に書いてあることではあるのですけれども、これもより、だからこそこで議論しているのだということの一つの重要な根拠になるところだと思います。

もう一つは、これも書いてありますけれども、従来型のビジネスモデルの企業とデジタルビジネスの企業との間の租税負担の違いということも大きくて、恐らくは都民というか、都で営業されている企業の方ということを意識すると、そこがかなりかちんとくところというか、我々はちゃんと税金を払っているのにという、だからこそちゃんと議論しないとイケないことですね。これは必ずしも地方税ならではないということではないけれども、はっきりさせておくことで、なぜ都税調で議論しているのかということがよりクリアになってくるのではないかということと、もう一つは、先ほど来、両委員もおっしゃっていましたが、土地にかかる固定資産税を払わなくてもビジネスができるのがデジタルビジネスの一つの特徴だと。だけれども、無形資産に対しては課税して、資産そのものに対しては課税していないということですね。課税するのがいいとは思いませんけれども、課税されない資産を使って営業しているのと、従来型の企業は土地家屋償却資産を使って営業していることとのある種のイコールフットィングでない状態があるというのは、これは固定資産税を都が取っているということならでは論点としては挙げていいことなのではないかということ。

もう一つは、これはたしか総会かどこかでこの都税調で述べたと思うのですけれども、無形資産は往々にして合法的に独占が許されているので、超過利潤を得やすいけれども、その課税が十分でないよりその独占利潤を助長してしまうところがあるという面は、もう一つ強調しておいていいことなのかなと。

最後に、これは私がそこまでお節介を焼く義理立てもないのですけれども、先ほど石田委員も御指摘されたポイントと重なりますが、まさにユーザーに着目した課税権の配分ということを考えると、ユーザーはどこの地域に多いのですかねということが何となく示唆されて、それはすなわち、今回は余り熱心にやっていませんけれども、分割基準とかはそのような話を間接的に、デジタル課税の課税権の配分という話になるときは、これまでの分割基準の議論の様相とはちょっと違う視点が必要なのではないですかと。ここは余りはっきり言うときな臭くなるので、できるだけマイルドに書いたほうがいいと思いますけれども、おのずと浮かび上がってくるユーザーパーティシペーションとかそういうのは課税権の配分のときにはかなり重視されるべき視点なわけだけれども、それは地方税として配分するときも重要な視点ですねというところあたりがあると、東京都が言っているのは、東京都として気にしていることはそういうところにあるのだなということを感じさせる答申として、何で唐突にデジタル課税の話なのだというふうに言われることはまずないのではないかなという気がします。

【諸富小委員長】 議論していなかった点ですけれども、確かに分割基準の中身、これは石田委員も御

質問された点なのですが、37ページですね。ここではいろいろ、受益という考え方をベースに寄与度とか何かを、数値化を図るべきであるというところにとめているのですが、一つの考え方として、利用者参加という考え方をここに取り入れる可能性があるのではないかと、どこまではっきり書くかという一つの御提案だということですね。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今の点に関わって、これはデジタル経営に限らずというのは、そもそも日本の法人課税の分割基準は従業員と事業所数なので、そもそもデジタル経営に限らず、税収の帰属は今の仕組みでいいのかどうかというのが問われるので、これもOECDの中の議論に対応しますけれども、この種のことはデジタル企業特有の課題として考えるのか、あるいは新しい経済活動は一般的にこういうものだねとして考えるのかというところ。ここは議論があるのかなと思ったのですが。

【諸富小委員長】 そのとおりですね。確かに日本の分割基準自体がかなり古色蒼然としてきている部分がありますので、これを機会にデジタルへの対応ということはもちろん大事ですけれども、一方で、分割基準自体がこれでいいのかという議論も当然あるかと思えます。ありがとうございます。

それから、委員の皆さんの議論を聞いていて思ったのですが、今、議論されているデジタル課税の問題は、法人税の問題ということで、基本的には利潤に対して課税をして、それを国際的にどのように課税権を配賦していくかという問題になっているわけですが、固定資産と無形資産ということで考えると、固定資産にかわって無形資産という資産に固定資産的な税を掛けるべきだという議論はあるのですか。そういうのはないのですか。

【佐藤委員】 ただ、やはりこれまでのなぜ固定資産税かといったら、ある種の受益をあらわす代理指標、大きい土地を持っていればたくさんいろいろないいことがあるよねみたいな。でも、土地は関係なく、そこに立地していて何らかのサービスを使っているというのは別にあり得るわけなので、土地や償却資産、つまり機械の大きさとか工場の大きさというのは受益の正しい指標なのですかねというのは問われてくるのではないですかね。

【諸富小委員長】 ましてや無形資産になると、具体的な。

【土居委員】 だから逆に、キャッシュフロー課税までいくかどうかは別としても、少なくとも超過利潤に対して課税するという通じて間接的に無形資産そのものに課税しているという見立てはあるのだらうと思います。

【諸富小委員長】 他にございますでしょうか。

金井委員、お願いします。

【金井委員】 応益なのか応能なのかという話と、それから、帰着させるときに分割し切れないネットワークとしての土地とか空間から発生している受益なので、そういう意味でネットワーク的な無形資産ですから、あるところでやったからといってどこかに特定に帰着できるという固定資産的な側面ではないので、帰着させるのは難しいので、全世界的なので、逆に全世界的な受益は帰着される。あとはそれをどう分割するかというときに、ネクサスとかでどこにあるのかと言われても、どこにあるのかわからないとか、全ての空間にあるからこそ価値があるわけであってという話になっているわけで、やはり考え方が違ってきているのです。しかし、税金をかけないでいいのかというと、受益の面からも能力の点からいっても、何らかの経済価値を生み出しているし、さらに言えば独占が可能だという意味では、もっとより大きな超過利潤もある。超過利潤だけではない利潤にも課さないと本当はいけないと思うのですが、さらに超過利潤さえ課していないという意味では全世界的に問題になって、それを当然、グローバルな空間なので、各国にも帰着できないからみんな困っているわけですね。

同じことは、固定資産税も本当はその土地に全部帰着しているのかと言われれば、そうではなくて、代替指標だったのかもしれないですけども、日本全体の国民経済という中で分割していたわけですね。そういうことが、デジタル化やネットワーク化で深刻になっているなど。それがいきなり今年出てきたというのは、我々の議論が遅れていたからです。だから唐突なので、唐突なのは当然なのです。我々はちゃんと気づいてアジェンダセッティングできていなかったという意味で、特別委員には我々の知恵が足りませんでしたというふうに謝るのが当たり前です。唐突でない、昔から言っていたのだというほうがうそになるので、唐突でいいと思うのです。なぜ唐突なのかと言えばよくてですね。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【石田委員】 もう一ついいですか。企業が無形資産を計上するときは、やはり研究とかいろいろなものは本社のところへ上がっていく部分が多いですね。収益も本社に行くとは限らないけれども、でも、本社に行きやすいですね。それを各地とか各企業が支店に配賦するときの基準によって、地方の支店の利益は違ってきますね。やはり外形標準課税のところでこれを考えていかななくてはいけないのかなという気がするのです。その考え方は違いますか。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【土居委員】 従来型のビジネスとデジタルビジネスとでそんなに大きく違いがないようにも思いつつも、結構違うかもしれないという意味では、私もまだ整理は十分にできていませんけれども、国際的な租税回避でデジタルビジネスが問題視されていたのは、まさに収益を計上する国が幾らでも自由に動かせると。低税率国、無課税国にその収益を計上するという形を使って租税の回避をしていることが問題視されたということですね。

それはGAF Aが割と早期にそういうことをやっていたということだけでも、別にそれは従来型のビジネスでも似たようなことをやっているじゃないかという話になっている。

確かに我が国の余り外国で営業していない国内企業の収益のつけ方は、まさに石田委員がおっしゃったような話が基本的にはあるのですけれども、それがもっと根拠を、何というのですかね。さすがにどの支店でものを売ったかというところは従来型のビジネスだと比較的記録に残りやすいし偽りにくいということだけでも、デジタルビジネスだと、そもそも好きなどころでつけられるかもしれないというのがある。そういう傾向が強いということで、好きなどころでつけられるという話になるとすると、一旦は課税した上で後で税収を分配するとか、先にとってから配分するのか、とる前に配分してからとるのか、それぞれ方法はあると思いますけれども、そこでもっと今までのルールでない違うルールを設けながら考えないといけないのではないかという話になっているというのが今のところの私の整理なのです。

【佐藤委員】 余り時間をかけてもしょうがないのですけれども、先ほど金井委員が唐突感と言っていて、実際、デジタル課税に関しては唐突感があるのですけれども、議論の背景は昔からあるもので、税収をどこに帰属させるか。ヨーロッパではCCTBの議論がずっとあるし、アメリカはユニタリータックスの議論があったわけで、デジタルとは全く関係ない文脈で、どう税収を分配するかという議論はずっとあって、日本は今まで従業員と事業所でやってきたわけですけども、ヨーロッパのカナダなどだとそれが売上げと従業員、人件費だったりするのではないですか。最後は結局、売上げになっていくみたいなのですね。見える指標はどこにもないのだから。ただ、外形標準課税で考える売上げなのですね。外形標準は付加価値なので、だから、売上げで按分していくというのは市場国。まさにそれはOECDで議論している話になっていくのですね。それまで全部議論に加えてしまったら、またさらに長くなって、それはやめたほうがいいと思いますけれども。

【石田委員】 ありがとうございました。

【諸富小委員長】 沼尾委員、どうぞ。

【沼尾委員】 大体の意見はすでに出たと思うのですが、36から37ページに書かれた議論がここで出せたというのは、私は今回の答申のすごく有意義だったところだと思っています、これをきっかけにここの議論を本当に深めていければと思っています。

その部分ですが、36ページの下から37ページにかけて地方税の応益原則というところですが、要するにデジタル企業がデジタルプラットフォームの利用行為をおこなっていることについて、行政がデジタル基盤の整備を行っていることに対する応益性が打ち出されているのですが、その場合の行政サービスというときのデジタル基盤の整備は、例えば5Gの普及といったことでもいいのか。先ほど金井委員はネットワークとおっしゃっていましたが、確かにハードの意味での5Gの普及というところでの整備という話もあるのだけれども、それをまた利用していくためのソーシャルキャピタルを含めた基盤整備までを応益性と言うのかというあたりのところを、どこで書き込むかという話はあると思います。やはりそこに人が集まって、人的なネットワークが構築され、そこから5Gの普及と利用というところまでをトータルに考えたような意味での応益性というところの基盤を自治体が支えているのだというところがもうちょっと表現できるといいなと思いながらこれを読みました。

それから、37ページのポツの1つ目、2つ目。これは表現の問題ですが、最後のところで、行政サービスとデジタル企業との受益関係がより明確と書いて、ちょっとこの意味がよくわからなくて、要するにデジタル企業が自治体の行政サービスから得ている受益関係はより明確みたいな意味なのか、この表現がちょっと気になったという感じです。

以上です。

【諸富小委員長】 具体的にどのあたりでしたか。

【沼尾委員】 37ページにポツが4つあると思うのですが、1つ目のポツの一番最後の文です。行政サービスとデジタル企業との受益関係はより明確と言っているのですが、デジタル企業が行政サービスから受ける受益は明確みたいな話なのか、ちょっと趣旨がよくわからなかったのです。

【諸富小委員長】 ここは事務局からお答えいただいていますか。

【高瀬税制調査担当課長】 今おっしゃった意味で書いているということで、回答としてはそういうことになりますけれども、その1つ上のポツで、地方税の応益原則に照らしてもというところですが、ここはいずれかの地域で営業活動であるとか利用行為があるので、それに鑑みれば応益性を一概に否定すべきではないという一般的な話としてそう書いた上で、より具体的に、地方が5Gへの投資ですとか、あるいはSociety 5.0に対するインフラへの投資ですとか、そういったことを整備するという側面においては、そういったプラットフォームを使うデジタル企業にとっての応益性はより明確であるということで、一般的な話と対比して、具体的にそういったインフラ整備を行政が行った場合、それによって受益を受けるデジタル企業との関係性がより明確になるという意味で書いたものでございます。

【沼尾委員】 そうすると、行政サービスとデジタル企業とのと書いてあるのですが、行政サービスからデジタル企業が受ける受益が明確という意味ですね。

【高瀬税制調査担当課長】 はい。

【沼尾委員】 わかりました。ありがとうございます。

【土居委員】 今の関連でよろしいですか。沼尾委員がおっしゃったことをもうちょっと明確に、文章として書かなくてもいいけれども、具体的に子供にでも説明できるように根拠を我々として置いておいたほうがいいのではないかと思うのは、しばしば5Gというと無線で通信、しかも高速度で大容量で通信すると思っているのですが、無線はしよせん5Gの基地局とその端末との間のところだけなのですね。

そこから先は有線のネットワークなわけですか。インターネットなわけですか。もちろんその有線は、日本の場合は大半が民間の電話会社というか、ほとんどNTTかもしれないけれども、そこが線を引っ張っているからインターネットに接続できて、国内外につながるということなので、5Gと言いつつ、5Gという一から十まで全部無線で、全部有線の世界よ、さようならみたいな感じに思われるけれども、全然そんなことないわけですね。だから、4Gがあつての5Gなわけですね。

そうすると、そこまでくどく書くとわかりやす過ぎてしまって、そうはいっても電線は東京都のものではないじゃないかとかいろいろくだらない変な批判が来るので、そこまで書く必要は私はないと思うけれども、電線は東京都のものではないけれども、電柱が置かれている道路の整備は誰がやるのだとか、そういう話になってくると、だんだん行政サービスという話に近くなってくるし、Uberは東京ではやっていませんけれども、Uberだって道路を使っているじゃないかとか、道路がかなりの部分をここで言うデジタル基盤に占めてしまうと、ちょっとオールドファッションな感じになってしまうとはいえ、でも、デジタルビジネスが成り立つ基盤は誰が整備しているのかという話になると、当然地方自治体が整備しているという面がかなりあって、そういうイメージが文章の裏側にあつてのこの文章だということなのではないかなと。

5Gとかいって空中で全く東京都と無関係の空間を漂って、それでサービスが展開されているとか思われてしまうと、それは違いますよと。それだと東京都から別に便益を受けていないじゃないのというふうに押し切られがちなのだけれども、いや、そんなことないですよというのはあるのではないかと思います。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【金井委員】 だから、まさにおっしゃるとおりかなり苦しくて、応益性だけを言うとやはり苦しい。もう一つは、インフラ的なものを結局私的に提供されているということですね。要は、道路とか鉄道とか電力がかつては私的に提供されていたものがあって、一部は公有化されました。日本の場合には電力も通信も私有化されているわけですね。それがまさに超過利潤を生みやすいという独占の話もあります。本当は応益性だけで攻めていくと、そもそも私的な対象に対する応益でしかないという話が出てしまいます。しかし、私的な対象の行っている公的な超過利潤自体が本当は問題で、それ自体、インフラはなぜ私的企業が提供しているのかと。電線もそうですね。

でも、電線の電柱が倒れたときに直すためにはやはり道路が必要だということで、最後にようやく道路で、辛うじて頑張っている。あるいはAmazonも最後は道を誰かが運ばなければいけないからというところで、辛うじて応益性がいえる。地方税を自治体が取れる理由を支えているのは道路だけですね。これは極めて脆弱で、そのうち道路会社がだんだん民営化されて、それ自体の私有化が非常に進んでいることは多分、応益性を言う場合に非常に苦しくなっている。でも、その私有化によって利潤を生み出しているトータルな社会自体の維持は行政が担っているわけなのですけれども、そういう意味で、狭い応益性だけで説明するのはなかなかしんどい。

【沼尾委員】 金井委員がおっしゃることは基本的にそうだと思うのですがけれども、例えば私はちょっと違った印象も持っていて、徳島県で本当に中山間地域にサテライトオフィスが進出している。東京に本社機能を持つ企業も出ているのですがけれども、あれはやはり県が全県で光ファイバーを入れたというところがあって、だから、やはりそのように県が都道府県レベルできちんとインフラを整備していくところで中山間地域などでもこういった可能性が開けるという面はあると思うのです。行政が逆にこういうふうに応益性ということを書いていくことで、自治体がそういう機能と役割をしっかりと担うべきで、そのための財源をきちんと確保していくことがという、公共部門の責任ということ、逆の意味から問うという意味

で、こういうことを言うていくのは大事なのではないかなと思っています。

たしか今度の5Gの普及については、人口ベースでの普及率ではなくて、エリア当たりの普及率に基準を変えていくとか、あとはそれぞれの自治体がローカルに普及するための周波帯を一部用意しておくとか、そういった形でそれぞれの地域ごとにこうした環境を整えるための制度的な改正も行われているということも聞いているので、そういうところに一石を投じるような書きぶりにならないかなという印象を持ちました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。何か大変心強い御発言で。

【沼尾委員】 でも、金井委員の仰ることはそのとおりだと思います。

【諸富小委員長】 金井委員のおっしゃることもよくわかりますし、石田委員もおっしゃったように、ビジネスを無形資産化していくということは、ある種、R&Dをやるセンターのようなところに無形資産で、実際には税法上、それをさらに現場に持っていたりとかもするのですが、開発するセンターというのはやはりどうしても、AmazonであればAmazonの米国の本社であったりとか、そういうところに集中していく傾向があるので、無形資産に富を帰属させれば集中性があって、ビジネスモデルが物的性質をだんだん失っていくわけです。そうすると、どうしてもローカル性を失っていくので、そこに着目して課税するという論理がなかなか金井委員のおっしゃるとおりやりにくくなってきて、そこに不安が生じてくるという面は確かにあるのですが、そこを今、沼尾委員がいろいろな側面から、そうはいっても自治体がいろいろとやっていることはあるし、単に物的なインフラ整備だけではなくて法的な整備だとか、そういうところもやっているのだということで、様々に支えている面があるという論理を今、提供していただいたので、この論理を非常に補強していただいたと思いますね。ありがとうございます。

そろそろお時間が、この部分については超過をしておりますので、会長、何か。よろしくをお願いします。

【池上会長】 いろいろと御意見いただき、ありがとうございます。

主に36、37ページに関して非常に多くの委員から御意見をいただきました。この書き方は、論調としては、何か議論を始めましょうよという感じになっています。それはやはり先ほど金井委員が言われたとおり、今までそういうことについて議論をまだ積み重ねていなかったもので、結論を出すところまでまだ言っていないというところがあるのです。今日まさにいろいろな御意見をいただいたところなので、それをどこまで今年の段階で答申に取り入れられるかということについては、今後、検討しなければいけないと思います。

恐らく大きな論点は、いろいろあったのですが、大きく分けると二つあって、一つは国際課税の問題として、先ほど土居委員からもありましたとおり、デジタル企業あるいは無形資産をどこの国に計上するかによって、いわゆるタックスヘイブンの問題とは申しませんが、どうも全体として適正な課税ができていないのではないか。デジタル企業もそれによって税負担が軽くなっているのではないかという問題が一つ。もう一つは、これを国内に持ってきたときに、どこの地域に無形資産から発生した収益が帰属するのかという問題です。そのときに分割基準の問題にもなってくるし、先ほど出てきた応益性で捉えられるのかという問題になってくると思います。確かに今までのところ結論が出ているわけではないのですが、遅ればせながらかどうかわかりませんが、とにかく議論を始めて進めていかなければいけないのだという問題提起をすることになるかと思うので、その書き方を工夫させていただきます。

それから、20ページから始まる第2部の前半部分が教科書的ではないか、その部分を切り離して附属資料のようなものにしたほうがいいのかという御意見もあったと思います。これに関しては、例えばこの部は3節に分かれています。前半の第1節・第2節がどちらかという説明になっていて、第3節になると国際課税ルールについての評価が入ってきますので、そこで切れるかなと思います。それをど

う分けられるかということについても、これは少し考えさせていただきます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、次に、事務局から「Ⅲ 社会経済の変化に対応した所得課税」と「Ⅳ 環境関連税制」について、あわせて説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 それでは、まず、第3部「社会経済の変化に対応した所得課税」についてでございます。こちらにつきましては、1から3までの項立てで整理しております。

「1 個人所得課税のあり方」についてでございますけれども、こちらは39ページから45ページにかけて記述しております。

まず、40ページから41ページにかけてでございますが、こちらは所得格差の状況ということで、特に若年層と高齢者層との世代間格差や、高齢者層の世代内格差が顕著になっていることや、その要因というのを述べております。

42ページ目からは格差解消に向けた個人所得課税のあり方として、具体的には3ポツ目になりますけれども、現行の所得控除項目について一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を控除する税額控除方式へと移行することで、個人所得課税の再分配機能も強化するべきというふうにしております。

43ページ目の後段からですが、安定的な資産形成を支援する税制についてでございます。老後の生活に備えるための自助努力を支援する仕組みとして、現行の私的年金制度、NISAなどの非課税貯蓄、投資制度に関する税制上の非課税措置が設けられておりますが、こちらの負担の違いがあるということで、44ページ目の4行目あたりからになりますけれども、私的年金制度における年金受取と一時受取の税負担の公平化など、拠出、運用、給付の各段階に通じた体系的な課税のあり方について公平な税負担を確保する制度の構築を目指すべきとしております。

続きまして、「2 金融所得に係る税制のあり方」についてでございますが、こちらは46ページから50ページにかけて記述しております。金融所得に対するこれまでの税制改正の状況ですとか、金融所得に対する主要国の課税制度、所得層別の所得税負担率や高所得者層の金融所得の割合など、こういったものの状況を述べた上で、50ページになります。1ポツ目で金融所得に対する課税のあり方について、所得層間における税負担の公平性という観点から、市場への影響等も踏まえつつ、総合的に検討を行う必要があるとしまして、2ポツ目のところで、金融所得における分離課税の税率については、主要先進国の税率も参考に見直しを検討するべきというふうにしております。

次に、「3 個人住民税の現年課税化」でございます。こちらについては51ページから57ページにかけて記述しております。52ページでございますけれども、まず、現行の翌年度課税の課題として、所得税と課税・納税のタイムラグが生じており、納税者の負担感、賦課期前に海外転居となって、前年所得がありながら個人住民税を課税できないなどの問題を挙げております。

54ページの後段に参りまして、現年課税とした場合の課題として、特別徴収義務者である企業や納税義務者、市町村の事務負担の増加などを挙げております。現年課税に向けた展望としまして、こちらは55ページからになりますけれども、一番下のポツの記述になります。全従業員の1月1日現在の住所の把握、税額計算システムの普及など、特別徴収義務者等の事務負担を軽減する仕組みというものを整えることが不可欠とした上で、次のページの一番下になります。マイナンバーカードの普及、企業のIT化などの状況等を踏まえつつ、早期課税に向けた検討を進めていくべきというふうにしております。

続きまして、第4部の「環境関連税制」でございます。こちらは58ページからでございますけれども、後ほど第5部「都市と地方の共存共栄を支える税財政制度」でも述べてまいります。地方の税財源拡充の

関連ということもございまして、昨年度の答申を要約して、グリーン化に向けた取組、温対税の将来像というところを記述しております。

具体的には60ページのサマリーの部分になってまいりますけれども、温対税の将来像につきましては、諸外国と比較して日本の税率水準は極めて低い。人々の行動投資を低炭素なオプションに転換させるため、中長期的な税率の引上げ見通しとその道筋を示すべきとして、税金については幅広い用途に活用できる仕組みとするべきということで、地方自治体の役割を踏まえ、国と地方で税金を適切に配分するべきというふうにしております。

昨年から少し変えている部分がございます、こちらは64ページになります。64ページは昨年度、カナダの国の中の一つ、アルバータ州の取組というものを、こちらの「家計・産業への配慮措置」について記述しておりましたが、ことし、アルバータ州が炭素税を廃止したということもございまして、そこに所要の修正を加えているということになります。

以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

佐藤委員、よろしくお願いたします。

【佐藤委員】 住民税の現年課税について、こちらの意見を織り込んでいただいてありがとうございます。これについてなのですけども、もう一つ、現年課税の課題について現場の事務負担が増えるのではないかとよく言うのですが、この段階でもかなりの事務負担があるわけなのです。前年所得課税であるがゆえの事務負担というのもあるって、結果的にこれは住民税が賦課課税なので、前も言ったとおり正しい情報が必要になってくるのですね。結果的に自治体のほうが正しい資料を集めなければいけないので、特に確定申告の資料とかそういったものについて二度チェックしたりするケースもあるみたいなので、今の前年所得課税の段階でも事務負担が発生している。そちらの業務の負担の緩和と、新しく現年課税にしたときに追加的な業務は何なのという、そこの比較の問題だと私は思います。

あと、長い目で見て1月1日という賦課年でやらなければいけないのかというの、これは別に今回の議論ではないですけども、リアルタイムに税金を取ろうよということであれば、今その人が給料を受け取った、その人が今住んでいるところの自治体に納めるというのは、仮に全国共通納税システムをうまく使えばできないわけではなくて、ただ、超過課税の部分をどうするかという課題は残りますが、それは次の月に後に繰り越すとか、取る時のタイミングを少し変えれば良いという選択肢もあるので、このあたり、1月1日にどこまでこだわるかという問題と、もちろんマイナンバーを使えば1月1日の住所はわからないではないのです。結局、今、かなりICT化が進んでいるので、昔から言われている特別徴収義務者の事務負担とか自治体の事務負担というのは、いまのこの時代にどこまで妥当するかということとはちょっと検討したほうが良いかなというのが一つ。

それから、くどいですが、今、前年所得課税であるがゆえの事務負担もあるということ。このあたりは考慮されてもいいのかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

金井委員、よろしくお願いたします。

【金井委員】 一つは43ページあたり、安定的な資産形成を支援する税制と書いてあるのですが、必

ずしも安定的な資産形成になるとは限りません。才覚のある人は資産形成できるというので、それを促進するのは経済政策的にも意味があるかもしれないのですけれども、老後の備えには全然ならないのではないかと。だから、話がずれているような気がして、ちょっとよくわからないのです。

資産形成をもっとみんながやりましょうという、政策的にそれを促進するというのは経済政策的にはあり得るかもしれませんが、老後の金がないということと、資産形成といいますか投資を促進するということは基本的には関係がないので、意味がよくわからない。言っていることの意味が全くわからないということになります。もし資産形成をさせたいのであれば強制貯蓄ですね。要は積立型の年金にして、あるいは財形貯蓄でもいいですが、無理やり貯蓄させる。強制的にですね。それならば資産形成は進んで、かつ安定的に運用しなければいけない。年金資金を株に投資してペアになったらまずいので、年金基金の運用の仕方によっては、安定した資産形成にはならない。資産形成して才覚のある人は老後、大丈夫ですねというふうにはなるけれども、それは今でもそうで、当たり前です。かつ、今はそれによって金融所得にせよ、老後の大きな格差が出ているわけで、老後の備えとしては余り対策になっていないのではないかと。対策になっていないどころか、資産形成を政策的に促せば、今後の老老格差をさらに拡大するということは促進すると思います。けれども、老後の備えには全く意味がない記述なので、正直言ってよくわからないということです。要は、簡単に言えば積み立て方式によって老後は2000万足りないのだからもっと保険料を払えというのなら確かに安定的な資産形成にはなると思います。しかし、株をやったりNISAをやったりしたら、ひよっとしたら2000万円儲かるかもしれませんねと幾ら言われても、それはそうかもしれないし、そうではないかもしれないということではありません。資産形成の夢を与えるとか博打的な資産形成を支援するという意味では成り立ちますけれども、社会保障的には意味がないということで、ちょっと筋が違うような気がするわけです。それはよくわからないということがあります。

確定拠出年金なら一応ちゃんと確定して拠出して、ずっと、要は積み立てですね。それなら多少はわかるのですけれども、そうではないとなると、何でこういう話が出てくるのかなというのはよくわからないというのが一点です。

二点目は、これは土居委員とか佐藤委員の御報告にありましたけれども、金融所得が大きな所得格差を結果的に生むということで、49ページとかいろいろあるということで、最終的に50ページは、したがって、分離課税を一つの選択肢とするならば、それをもうちょっと引き上げる。引き上げれば格差は正効果もあるということは、ある程度言われているし、実証されているということなので、見直しではなくて、本来引上げなのではないかと。ただ、どの程度の幅かというのはよくわかりませんが、本来、引き上げることが格差是正のときにはどうしても必要です。この49ページのデータが正しいとするならば、現状では逆進的になっているということですね。現状の仕組みは比例にもなっていないということで、これは相当問題があるのではないかと思います。

一方で、引上げをすると政治的にいろいろごちゃごちゃ言うからという話で、50ページの3つ目と4つ目のポツがあるので、これ自体、論理はよくわかりませんが、引上げということも言っていないのに妥協案だけ先に出すというのは、引上げもしないで妥協案だけ食い逃げされるような話でちょっと、まずい。そもそも文章のウエイトからしても、「見直し」のほうは非常に小さく言っていて、損したところだけ面倒見てくれよという投資家の自己利益の話ばかりが7行あるというのは、いかにもバランスを欠いていると思わざるを得ないのでありまして、ちょっといかがかなというものは率直な印象です。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

確かにそうですね。

土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 金融所得に係る税制のあり方のところなのですけども、私は今の書き方でもいいのかなとは思いますが、ただ、その一つ前の安定的な資産形成を支援する税制というところと節が切れているので、これらが形式的に一体的に見えていないという、そこが両者をどのように考えているのかというところが曖昧になってしまう一つの形式的な理由になっているのかなという気がして、そこまで包括的、総合的に考えるのかどうなのかということですけども、個人所得課税のあり方の中の二つ目の節として、安定的な資産形成を支援する税制というのが入っているけれども、実はこれは、要は金融所得に対する課税とも関係しているということなのだと思います。

つまり、安定的な資産形成を支援する税制というのは、要は運用時に非課税にするということなわけで、そうではなくて運用に対して課税すると言っているのが、この次の金融所得に係る税制のあり方ということなので、どこまでを非課税にし、どこからを課税するのかというところの境目が、今後ますます長寿化していく中で重要になってくるということだと思います。

老後に備えた分散投資というのが重要なわけで、株に投資するのは才覚がある人じゃないともうからないというのは間違っていると思うのです。つまり、才覚がない人でも安定的な収益が確保できるように分散投資をするのだということですね。もちろん、金融機関の勧誘が真っ当なのかという問題は別途ありますけれども、それは言いつこなしということで、少なくとも分散投資をすれば、金融理論では結局、ゲインがあるときとロスがあるときがうまくバランスがとれるので、長期にわたってそれを行うとき。短期だと勝った負けたみたいな話になってしまうのだけれども、老後に備えるという20年、30年、長期にわたる運用をしているということであれば、ゲインがあるときもあるけれどもロスがあるときもあって、毎年安定した額の投資をしていれば、トータルとしてはほぼほぼゲインが出てくるということが魅力の一つだというわけなので、そういう意味では長きにわたって積み立てし続ける。

ポイントは、強制でないということがポイントだと思うのです。もちろん低年金者に対して老後の所得保障をどうするのだという話は、税制ではできない部分が多いので、これは年金制度に改革を委ねなければならない。そうすると、この税制調査会の話とはちょっと範囲が違ってくる。そこは残念ながら、個人的に意見はあるけれども、それを書いてしまっただけでは税制調査会の答申にはならないと思うので、その話は残念ながら税制の話ではない。だけれども、中低所得者でも公的年金だけでは不十分だと思う人は自発的に、現役時代から安定した投資を分散投資として行って、自助努力を支援するということですね。

では、金融所得課税とどう関係するのかというと、50ページの税率を引き上げるべきだという話があるのだけれども、それが根っから全部、つまり非課税枠を使わなかった場合には全部、高い税率になってしまうということでもいいのかということになるから、非課税枠の範囲内だったら税率を上げてここには影響が及ばない。安定的な資産形成で運用をしたときに上がってくる金融所得については非課税にすると。だけれども、その非課税枠を使い尽くしてしまって、それ以上に貯蓄する、往々にして高所得者なわけですけども、それに対してはさすがに課税する。そういうバランスというものがある初めて、49ページの図①に出ているような所得税の負担率で、実効負担率が下がっている1億円超の部分に対して格差是正を働きかけるという話になってくると思うので、非課税枠をどのぐらい認め、その非課税枠を超えたところで何%で課税するのかというところのバランスがこの両者を通じて浮かび上がるような形が出てくると、一つ、メッセージ性としては極めて強いメッセージが出てくるのではないかと。

それは必ずしも金融機関が金融所得課税の税率を上げるということに全面的に反対することにはならないような形の、より現実的なアイデアなのではないかと。

ただ、少なくともそこまでは書いていない。答申としては、そこまでは書いていないわけです。隣り合ったところで節を分けて二つ書いてある。そうすると多少、金融所得の税率を上げることが強いトーンで50ページに出てしまうと、別にここで金融機関のことをおもんばかる必要もないかもしれないけれども、金融機関は当然、税率だけ上がるというのではかたくなに反対するという話だし、別に中低所得層の非課税でない形での、単純に言えば銀行口座に普通に定期預金とかをしているというものですけれども、それには高い税率が、高所得者と同じように中低所得層にも及ぶということで、果たしていいのかという問題もこれまたあるということなので、50ページだけで強く書き過ぎると、中低所得層も同じように増税だぞというふうになってしまうというのでは、全体のトーン。つまり、所得再分配機能の強化とか言っている話と平仄が合いにくいというのではあるのではないかなと思います。

税率を上げることについて、参考に見直しを検討すべきというよりは、もう少しはっきり言ったほうがいいのかという金井委員の意見には私も賛成です。

最後に、50ページの一番下なのですが、総合課税をとるべきという意見があるのは承知しているのですが、私は反対だということはこの場ではっきり申し上げて、分離課税を残すべきであると。

ただ、もう少し合意できる場所では合意できるという感じのトーンで書きかえていただけるなら、金融所得について給与所得、事業所得などの他の所得と合算するという事は、別に課税するために合算するというのではなくて、所得捕捉という意味の名寄せです。これを金融所得もきちんとすべきだという点は私も賛成で、そうしないと給付とかそういうところも、金融所得が多いけれども、他の所得が少ないから低所得とみなされて給付が出るとか、そのようなことが実際に起こっているのだから、総合課税にするかしないかはちょっと意見が違うのだけれども、総合課税しないからその所得は別の、名寄せしなくていいという今の仕組みに対しては、私は異議ありというか、問題だと思っていて、やはり全ての所得が合算された形で所得捕捉がなされるべきだということはそのとおりだと思います。

【諸富小委員長】 では、保井委員、よろしくお願いたします。

【保井委員】 済みません。私は20分ぐらいに出なければいけないので、最後まで言ってもいいですか。御説明はまだですけれども。

【諸富小委員長】 ということであれば、次の節もということですね。あわせて。

【保井委員】 では、二点だけ。まず、環境税制のほうで少し気になるのが、63ページのこれから税率引き上げの見通しをつけていきたいということの後に、税率の引上げに伴う増収分については幅広くというようなことが書かれているところです。流れとしては国際的にもそうだと認識していますし、反対するものではないですけれども、ちょっと書き方がざっくり書かれ過ぎているのではないかと思います。まず1ポツのところ。各国の事情に応じて税収を活用しています、ドイツはこうこうしていますということが、余り理由も書かずに書かれており、日本も一般財源で幅広く使いましょうとなるとどうかと思うのです。ドイツにつきましては、専門の諸富小委員長がよく御存じだと思うのですが、何となく考えると、やはり環境関係の税制というのは多少の逆進性もあつたりすることが背景にあるのではないのでしょうか。日本でも考えてみると、猛暑の中で電気代が高くなるからといってクーラーをつけないとかいうような話などを考えると、CO₂の排出抑制というのはやはり弱者に対して優しくない部分があるだろうという感じがするのです。

ですので、ここはもう少し丁寧に書いたらどうかという御提案です。我が国でもCO₂排出抑制に向けた長期的な視野での投資を促していくというのが一つだと思いますし、もう一つは、この税制による影響などを鑑みて、必要な用途に柔軟に使っていくとかいう、手放して幅広く使いましょうという表現はちょっと慎重にしたほうがいいのかという印象を受けました。これが一点目です。

二点目は、まだ御説明の前ですけれども、一番最後のところ税財政制度の66ページのあたりで、国と地方の関係、それから、都と地方との関係ということが書かれているところです。

基本的に、流れはよく書けていると思うのですけれども、66ページの2つ目のところで、それぞれの地域が強みを生かして結びつきを深めていかなければいけないという、これは都としてのメッセージだと思うのですけれども、その後平成5年に地方分権の決議がなされていましたが、不十分です。なので、地方財源の拡充が必要だとあります。先ほど冒頭で佐藤委員が少し御指摘されたところだと思うのですけれども、ここがやや乱暴な記述である感じが私もしまして、どういうふうを書くかというのは難しいところですが、ただ、今期も沼尾委員や高端委員からもう少し共有財源的な発想も発表されたと思いますので、都としてそこまで書くのは難しいということかもしれませんけれども、そういう議論がなされたことを考えると、もう少し書いてもいいのではないかなと思います。

それから、地方分権がうまくいかないで地方交付税制度というふうにならなっているのですけれども、この間に国としては、地方創生で推進交付金とか、新型交付金とか、そういうので今までのやり方とは違う、いわば先駆的な取組、企画力、実行力のあるところに重点的に配分しましょうみたいな流れがあり、この間に挟まると思うのです。だから国としては対応していますということになると思います。

ただ、それを少なくとも東京都としてどう評価するのか、しないのかということがあると思って、やはりそういうやり方で地方の今後の成長を促そうとしているけれども、この流れで言うと、自らの責任と権限において地方が将来をつくっていくという流れから逆行していて、非常に垂直的な国と地方との関係の中で財源取りの争いというような構造をむしろ助長しているのが現状だということ踏まえた上で、本来であれば、今期議論があったような、もう少し水平的な関係の中で地方の税財源の増強あるいは適切な使い方について検討していくような方向を検討すべきではないかというのが議論だったかなと思いますし、私の立場としてもそういうことなので、一応お伝えをさせていただいて、検討いただければというふうに思います。

以上です。

【諸富小委員長】 見事に論理を与えていただいたというか、そのとおりですね。なので、そうすると記述が一貫してくるといいますか、他の部分と、確かに共有財源については高端委員からも御発表いただきましたし、ひとしきり議論も行いました。本文のほうでは最後に触れられていますか。ここには出てきていませんけれどもね。一貫する論理について御指摘いただいたと思います。ありがとうございます。

保井委員の御意見をめぐって何かあったりしますか。他の委員からは大丈夫ですか。

では、佐藤委員、何か。

【佐藤委員】 49ページの図の見方ですけれども、申告納税者の所得税負担率、よく上のほうの人は平均税率が下がると言うのですけれども、間違えてはいけないのは、これは譲渡益所得で一時所得的な要素があるので、例えば下にあるように譲渡益だけで毎年50億円稼ぐ人はそうはいなくて、これは多分過去にたまっていた譲渡益を吐き出したときだと思うのです。例えばIPOしたときとかですね。なので、厳密に言うと金融所得の最大の特徴は安定的ではないこと。今日50億稼いだ人が明日も50億とは限らない。そこがサラリーマンとの違いですね。サラリーマンは、今日1000万稼いだ人は多分明日も1000万稼げるはずだから。そういう点で、だからこそフラット税。そこは土居さんと同じですけれども、フラット課税だという議論になる。一時所得的な要素があるから。正確に言えば発生主義ではなくて実現主義で課税しているからいけないのであって、発生主義ベースで考えたらまた違うのですよ。インプリケーションはということ。

ただ、さっきも言ったとおり50ページのところで私も総合課税はどうかと思いますが、他方で金融所

得課税を強化する。つまり、今の20を25にするとか、それは一つあり得る選択肢です。だから、税率を上げるという選択肢はあって、ただ、それをやるためには得をしたときには25%下さいと。でも、損をいたときはちゃんと繰り越してあげるよとか、損益通算してあげるという、その対称性は要りますよというのが、別に投資家を優遇しているわけではなくて、課税強化をする前提条件として、損を起こしたときの手当てもちゃんとやるよというのがある。これはセットだと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

沼尾委員、よろしく申し上げます。

【沼尾委員】 この金融所得の議論、所得課税の議論をしたときに欠席していたので申し上げられなかったのですが、私自身も金融所得課税、例えば20%を25%にするという考え方は十分あり得ると思っていて、もう少しその負担の引上げということを明確に打ち出してもいいのではないかと。今、地方税の特別徴収が5%になっているのですが、個人住民税の税率が比例で10%で、それで負担をしていこうという考え方になっているので、それにある意味そろえて、ここについても地方税を10%で比例税率にするということで全ての所得に対して10%で、地方税をプラス5%にするという考え方もあるのではないかと思いますので、そういったことも可能であれば言及してもいいのではないかなと思いました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

結構複数の委員から、ここはもう少しはっきりと金融所得課税の強化については書いたほうがいいのではないかと。例えば税率にしても25という具体的な数字が出ましたけれども、例えばそういうふう引き上げるなどみたいなことを検討させていただきたいと思います。

他に、環境税制を含めてごさいませんか。

土居委員、よろしく申し上げます。

【土居委員】 ちょっと都独自で言っているという感じがあるので、政府も一応税制のグリーン化とか、温対税そのものかどうかはわからないけれども、カーボンプライシングについて前向きな議論もあるので、そのあたりの引用というのですかね。それもあってもいいのではないかと思います。

特に私が結構重要だなと思っているのは、昨日実は政府税制調査会の中期答申が出ましたけれども、関わっている委員の方もいらっしゃるのですが、そこでも言及があるのですが、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が既に政府で策定されていて、そこでは税制を含む総合的な政策を講じていくということを言っていて、税制を含むというのが書いてあるということなので、それは引用しておいてもいいのではないかなと。だから、そこまで外堀が埋まっていると言ったらジ・アザー・サイドの人に怒られるかもしれませんが、外堀は一応埋まっていると。そこから先はいろいろ、そう簡単ではないのだけれども、税制の選択肢の中に入っているというのは、我が国でも既にそこまで来てはいるのだから、じゃ、こうしろということをここで都税調として答申している。このような形で、冠に長期戦略を引用しておいて、引用ないしは長期戦略でも述べているようにという程度でもいいのですけれども、それを冠につけておくと、より迫力が出るのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。ぜひその方向で。

小林委員、後から入ってこられたので、ぜひ。そろそろ終了になってしまいますが。

【小林委員】 済みません。遅くなってしまいまして、もう終わりごろで。

もう環境も含まれているんですね。

【諸富小委員長】 そうです。

【小林委員】 せっかくなので幾つか申し上げておきたいことがあるなと思っていて、細かい点を

除くとして、まず一つ目が59ページ一番上のポツです。「税制のグリーン化は」というところから始まる5行ぐらいの段落ですけれども、ここはいろいろな話が微妙に絡み合っていて説明の難しいところかなと思うのですが、基本的には外部不経済の内部化というのは、それ自体がインセンティブを働かせて、外部費用を自分のこととして考えるということなので、この後に出てくる汚染者負担の話とは基本的には違うものになるのですね。向きが一緒になるという部分はあるのですけれども、そこはちょっと区別したほうがいいと思っていて、この後の大きな話と関わってくるのですけれども、インセンティブをちゃんと働かすためにはそれなりに高い税率が必要になるので、そこで上がってくる税収というのは、環境対策だけで通常使い切れるものではない。使おうと思えば使えるのかもしれないですけれども、無駄な使い方をすることになりかねないので、そういう場合には一般財源化という方向性になってくると思うのです。

それに対して、汚染者負担もいろいろと人によって意味するところが違ったりするところではあるのですが、日本でよく言われる汚染者負担というのは、保障もそうですが、あるいは何かしら環境対策に費用がかかる場合に、それを原因をつくった汚染者あるいは原因者に負担してもらうのが公平だろうという費用負担の原則として出てくることが多いわけです。そうであるとすると、環境対策のための財政需要があって、それを賄うために税をかけるという話になるので、なかなかそんな高い税率にはならないのですね。そうすると、目的税ありきという話になってくるのですけれども、インセンティブを働かせることを目指すのか、それとも費用負担を目指すのかで方向性が変わってきて、財源のあり方も変わってくることになるので、その書き方をきちんと。書き方をというか、都税調としてどちらの路線で主張するのかというのは、今回決め切らなくてもいいのかもしれないですけれども、もし意図があるのであれば、どちらの路線を主張するのかということを明確にしたほうがいいのではないかなというのが一つですね。もちろん、あえて今回明確にしないという手もあるわけですけれども。

そこで見ていったときに、後ろのほうで一般財源化の話であったり、地方におろしてくる話が最後に出てくるわけですね。63ページになりますけれども、そのときに、63ページは前半では税収の幅広い人への活用という話で、一般財源化を指向している形になりますね。一方で、その下の税収の地方への配分という話になったときに、基本的には環境対策に使うのだということを念頭に置いた書き方になっていますので、そうすると目的税としておろしてくるというような話になってきて、そこがちぐはぐになってきてしまう。要するに、高率のインセンティブ課税を目指すのか、低率の費用負担課税を目指すのかというところが、その中間を目指しているのかもしれないですけれども、そういうところが少しニュアンスとしてどうなのかなというのがあるって、やはり高率のインセンティブ課税を目指すのだとすれば、そこで使い切れないぐらいの税収が出てくるので当然一般財源という話になって、その場合は別に環境対策にかかわらずいろいろなものに使っていき、むしろ今、財政に穴があいている、財政再建が必要という状況では、そこに使ってこれから必要となる消費税の追加的な引上げみたいなもの、その引上げ幅を抑えるというような使い方もある視野に入ってくることになると思います。

でも、地方で財源が足りないのだ、地方におろすのだという話になるのだとすれば、一番ストレートなおろし方は交付税の原資に組み込むという話になりますし、それでは東京都に来ないではないかという話になるとすれば、譲与税のような形で、しかし、それは一般財源として使うことをある程度許容するような譲与税としておろすというような主張になってくるのではないかなと思うので、そのところはどっちを目差すのかという方針をある程度考えたほうがいいのではないかなと思うのですが、その点はどう考えていらっしゃるというか、どういうふうに捉えていくのがいいのでしょうか。

去年、分科会をやって、委託の報告書が上がってきて、その後、小委員会でも報告しましたね。あのときは選択肢としてかなり高目のインセンティブを働かせる環境税というものを一つ思考する。財政再建に

使うことも視野に入れてと私は申し上げて、そんなの受け入れられないだろうという反応もありました。気持ちはもちろんわかるのですけれども、ただ、理論的にはそこは十分考える選択肢だと思うので、都税調としてどういう方向性を打ち出すのかということを目に検討してもいいのではないかなと思っております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

こちらもそこまでは意識していなかったもので、二つの選択肢が確かにありますし、記述が相互に矛盾している部分があるという部分は確かに御指摘のとおりだと思います。ただ、まだ明確にどっちというのを小委員会として決めたわけではないと思いますので。

では、ちょっとここで、この節については終わらせていただきまして、最後に「V 都市と地方の共存共栄を支える税財政制度」についての説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 続きまして、第5部「都市と地方の共存共栄を支える税財政制度」の将来像についてでございます。

65ページからでございますけれども、最後の部ということで、これまで各部で述べてきたことをまとめていく、そういう流れで記述しております。事前説明のときにいろいろと案内した後に、多分この書きぶりが大分変わっているのかなと思うので、御説明していきたいと思っております。

1ポツ目と2ポツ目のところでは、さまざまな変化や我が国の課題といったところに触れた上で、次の66ページのところでは地方自治体の役割、地方税財源の必要性というものを述べてまいりまして、5ポツ目のところでは、今、我が国財政の健全性が懸念される中においては、将来を見据えた国・地方を通じた税財政制度の見直しが急務であると。とりわけ地方税財政制度においては、財源が地域的に普遍的に存在し、相応の税収が十分かつ安定的に確保できる税体系の構築を進めていくとともに、地方間の財政力格差の調整機能を持つ地方交付税制度がその機能を適切に発揮するよう、交付税総額を確保していくことが非常に重要であるというふうにしております。

そして、これを受ける形としまして、66ページの最後のポツになってまいりましてけれども、今回、都税調の提案内容ということで具体的に述べていく。67ページの1ポツ目から3ポツ目にかけて、まず今回提案してきました法人課税、所得課税、それから温対税の見直しなどに触れてまいりまして、それで4ポツ目以降で、国・地方を通じた税源の拡充により、税源配分の見直し、さらに税源移譲も可能であるという形になっております。

68ページ目では、提案したイメージを図として挿入しております。本日は別刷りで配付させていただいているものです。

次は、最後のほうになってまいりましてけれども、68ページ下段から69ページ目にかけて、地方財政調整制度、地方交付税制度について述べております。

70ページですけれども、ここで地方財政計画の外にある住民ニーズという見出しをつけておりまして、2ポツ目のところで、現状では財源保障に必要な地方交付税総額が確保されておらず、また、地方の実態に見合った財政需要が地方財政計画に十分されていない。そういう状況がある中で、多くの自治体が地域の実情に応じたさまざまな行政サービスを実施している状況にあるということから、それに対する意見、提案としまして3ポツ目では急激な超高齢化・人口減少などに伴い、地域社会に不可欠な地域公共交通との維持・存続が難しくなっているが、既存の財政制度、財政調整制度では対応し切れていない。こうした財政需要に対し、市町村が連帯して財源確保し、経費を分担する仕組みということの意見を記述しております。

もう一つ、4ポツ目のところでは、障害、疾病、失業などの誰もが抱える共通ニーズについて、そのた

めの財源を自治体同士の連帯によって普遍的に満たしていくとして、例えば、全ての自治体において個人住民税の税率を引き上げて共同の財源を確保する方法ということの意見を記述しております。

以上になります。

【諸富小委員長】 では、ただいまの御説明の部分について御意見をいただくことができればと思います。いかがでしょうか。

特段の御意見がもしなければ、会長にちょっとまとめ的に。

【石田委員】 一つ。

【諸富小委員長】 では、石田委員、どうぞ。

【石田委員】 このところではないのですけれども、ここで最後に財源のことを言って、70ページのところでも財源確保を言っているのに、先ほどの50ページの金融所得課税のあり方のところの損益通算、ここは控除期間3年間を延長したほうがいいと書いてあります。これは必要なのかなど。他のものは損益通算が3年なら、別に金融のだけ3年を延長する必要はあるのかなど、都税調が言う必要があるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。金井委員も先ほどそんな発言をなさっていたけれども、ここは必要があるのでしょうか。

【佐藤委員】 繰り返しますけれども、それはバーターです。税率を上げることのバーターですね、はっきり言えば。だから、上げないなら別に延長する必要はないし、税率を上げたければ延長しないと対称的にならないということです。

【金井委員】 だから、バーターならバーターらしく書けということですね。

【石田委員】 そういうことです。

【金井委員】 2行と8行はバーターとは言わない。それから、そもそも「見直し」としか言っていないのでは、バーターになっていない。こちらからとらないのに差し出すものだけ出しているというのはバーターと言わないし、セットでもないということで、ちょっと趣旨としてどうかなど。

それから、そもそもバーターでいいのかというのは、私は佐藤委員とちょっと意見が違います。バーターなら改革する意味がないので、そういう意味では「見直し」にすらならないということですね。形を変えるだけということなので、ちょっとそこはどうかなどというのは私も思っています。

それから、全然関係ないですけれども、先ほどの土居委員の説明を聞いても、「そういう人を才覚あるという」という話にしか聞こえない。長期分散投資できる人というのを経済学的に才覚があるといえますか、金融理論に従ってちゃんと行動できるような人を才覚があると言って、やはり普通の人はそれができない。

【土居委員】 そういう意味ではなくて、プロに任せればいい。

【金井委員】 任せるということは、結局、できる人をできない人が選択するというで、そこは資産形成としては全くそのとおりだし、市場経済というのはそういうものだというのは全くそのとおりですけれども、それを老後の安定した資産形成とってしまっ、年金を代替するものだというのはロジックが違うのではないかと。儲けられる人は大いに儲けてくれと。儲けた分について多少税金を払ってねというのは、それはそれで別の論理としてありますけれども、土居委員の御説明は、やはり才覚のある人は儲かるよねと言っているだけです。才覚という概念は、1日で1億儲けるという意味での才覚ではないですけれども、ちょっとそこは見ている人間像が違うのですかね。経済的な合理人を私は老後の備えに関する議論では想定していないので、そこは違う印象を持ちました。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【高端委員】 先ほど50ページの話に戻ったので、一言だけ私も申し上げますと、皆さんそれぞれおっしゃることはごもっともなところがあって、ただ、いずれにしてもやはり分離課税の「税率見直しを検

討すべき」では良くないのではないかと思います。ここはやはり、引上げを結局は示唆しているので、引上げの方向でということを書くべきだと思います。そして最後のところ、総合課税をとるべきというの、例えば選択制も含めて所得再分配機能を発揮するという目的を念頭において、比較的所得が小さい人に対する課税のあり方も考慮して、総合課税制度の選択制というのは大いにあり得ると思います。この点も書きぶりを工夫するといいいのかもしれませんが。

もう一つは70ページ、最後の部分の話は、私がこの小委員会でお話ししたことを書いていただいて大変感謝しているのですが、そもそも私がお話ししたもともとのアイデアは、今日のこの会合の最初のほうで佐藤委員もおっしゃったとおり、もう少し自治体がそれぞれの地域で住民のニーズと向き合って、単に国に地方交付税を拡充しろとか税源をよこせというふうに要求するだけでなく、独自課税や税率決定権の行使によって、自治の力を発揮すべきではないかという問題意識に基づいています。でも、それを単独の自治体で行おうとしても難しいという事情もある。そのときに、水平的な協調によって財源を生み出していく方法もあるだろうというのが、私がお話しした「連帯税」のロジックなのです。そういう点も踏まえて、もう少し自治体独自の増税というか、税率決定権をちゃんと活用していくべきという論旨が入っていてもいいとは思いました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆様、よろしいですか。

【沼尾委員】 今の話に一点だけ。15ページに戻ってデジタル・トランスフォーメーションのところと、自治体の納税手続のデジタル化の話なのですが、今のよう形でそれぞれの自治体が独自に課税権を發揮できるようにということを考えたときに、税務行政の標準化ということ、先ほど佐藤委員がおっしゃったのですが、標準化がそれを妨げるようなことはあってはならないので、だから、標準化による効率化と独自の事務手続だとか、こういった独自の課税権を發揮することが、時には対立する場面はあると思うのですが、やはりその税財政の運営に関する自治権をきちんと担保された上での標準化ということ、もし標準化を言うのであれば、しっかりうたってほしいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【金井委員】 佐藤委員が最初におっしゃった、自治体は自分のお金を自分で取るという責任を負えという話と関連して、やはり70ページのところでふるさと納税について触れないのは問題だと思うのです。ふるさと納税というのは、「才覚」を悪い意味で發揮して他の自治体から奪ってくるという全くとんでもない話です。それは個々の自治体から見れば独自政策の發揮で自分の金を取ってくると。だけれども、全然住民に対しての説明責任を負わないどころか、住民に対して甘やかす話ですね。他人から取ってくると。ふるさと納税に対して沈黙しているというのは、いささか問題です。やはり自治体たるものちゃんと税金を取れと。それは住民から取るのであって、他人から取る筋合いではない。ちゃんと原則は、やはり都税調ぐらいしかそういうことを言えないでしょう。総務省は既に敗北していますから。

【佐藤委員】 私もふるさと納税は、余り議論になかったのでどうかと思っていたのですが、ふるさと納税は何らかの形で言うべきだと思います。

ただ、東京都下の自治体も反省するべき点があって、何でふるさと納税をやるかという、自分の自治体に税金を納めたっていいことないやと思っているからではないですか。はっきりと受益の見える化をしていないですね。

【金井委員】 違う、違う。

【佐藤委員】 いや、そうですよ。

【金井委員】 それはネットショッピングだからですよ。

【佐藤委員】 納税者としてはそうなのです。ところが、問題は、周りがそれを悪いことだと思っていないのです。住民としてみれば、あいつずるいじゃん、この制度おかしいじゃんという声が、本当は東京都民から起きなければいけないわけです。だって、ほとんどの人はふるさと納税していないのだから。

なので、一部の人だけが利益を享受しているのがふるさと納税であって、享受している人間はネット通信販売だからやりたいのは個人のインセンティブですけれども、それを許容している周りの一般地域住民がいるのです。だから、本当は東京都民自身が声を上げて、これはおかしいと言わなければいけない。でも、その声が起こらない理由は、自分たちの受益を感じていないからですね。そこはちゃんと自治体が説明責任を尽くさなければいけないというのはリマークだと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうですね。言われてみれば、ふるさと納税について立てなかったですね。貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

では、会長、よろしくお願いします。

【池上会長】 会議というのは、終わろうとすると急に重要な発言がどんどん出てくるという、何となくそういうことがわかりますね。

今、出された意見、それぞれ本当に書けるといいなと思うのですが。

まず、多くの方が発言されました50ページあたりの金融所得課税のところ。見直しを検討するという非常に曖昧な表現ではなくて、もっとはっきり書くべきだという議論。そうすると、もし引き上げるべきであると書いた場合、損失繰越の年数をどうするのだという問題とセットになっているのか、ならないのかという点があって、その書き方を考えなければいけません。

それから、ふるさと納税に関しては、昨年度までいろいろ書いてきて、私もいろいろところでいろいろ意見を言っております。個人の意見をここでは申しませんが、昨年度までここで議論してきましたので、その蓄積はあります。それを生かして何らかの言及をするということは当然あると思います。考えさせていただきます。

70ページに関しては、事前説明以降、いろいろな方がいろいろな意見を言われて、それで節の組みかえも含めていろいろなことを行って、このような表現になっているのです。今年度はプレゼンテーションを沼尾委員と高端委員にお願いしましたが、それをどういう形で表現できるかということで、今回はこういうふうに書いております。今お話がありまして、先ほど保井委員も言われましたが、これをどういう形で進めていけるのかという議論もあります。これはここだけで終わる話ではないので、次につながるような形で来年議論していければいいと思いますし、その前提として、自治体独自の増税つまり課税自主権を発揮していくべきであるというメッセージはここにも追加できるのではないかと思いますので、そういうことを書かせていただければと思っております。

あと、先ほどの税務行政のところも最後に追加した論点ですが、今日いろいろな御意見をいただきましたので、その表現についても工夫をさせていただきたいと思っております。いずれにせよ、皆様が言われたことが全部入るといえることはないのですが、ともかく今言われたところで書ける範囲で修正をさせていただいて、もう一度提示させていただきたいと考えております。

【諸富小委員長】 どうもありがとうございました。

本日、答申素案に対して委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえまして、事務局とも相談しながら答申案文の作成を進めてまいります。作成した案文は次回、第5回小委員会でお示ししますので、再度御意見をいただければと思います。

それでは、最後に、事務局から次回の日程の説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 次回、第5回小委員会は、10月4日金曜日午前9時30分から、第二本庁舎31階特別会議室21で開催させていただきます。答申（案）を御審議いただきますので、今回と同様、非公開とさせていただきます。

【諸富小委員長】 それでは、本日の議事を終了いたします。

皆様、大変熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして、第4回小委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。